

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第62号

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条（略）</p> <p><u>2 条例第7条第3項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに 4以上</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能訓練を行うために必要な数</u></p> <p><u>3 条例第7条第4項の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 看護師 1以上</u></p> <p><u>(2) 機能訓練担当職員 1以上</u></p> <p><u>4 第1項第2号ア及び第2項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p><u>2 前項第2号アの指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。